

六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

1 概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4
電話番号	0 1 7 5 - 7 3 - 7 2 0 0
F A X 番号	0 1 7 5 - 7 2 - 3 2 6 7
事業所番号	訪問（介護予防訪問）リハビリテーション （指定事業所番号 0 2 7 2 5 0 2 0 2 2）
サービスを提供できる地域	六ヶ所村 ※

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制及び定員

別紙2 六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ運営概要のとおりです。

(3) サービスの提供時間帯

平日	午前8時15分～午後5時15分
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

2 当事業所の訪問リハビリテーションの特徴等

運営の方針

利用者の要支援、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、特に介護予防訪問にあつては要介護状態となることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行います。

また、自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3 サービスの内容

- ①訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ②ご自宅に訪問し機能訓練を行います。

4 利用負担額等について

介護保険被保険者証等の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

施設利用料・その他の料金及び支払方法については別紙1のとおりです。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に介護支援専門員とご相談のうえ、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する1週間前までに申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了10日前に文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。）

(ウ) 利用者が亡くなった場合

エ その他

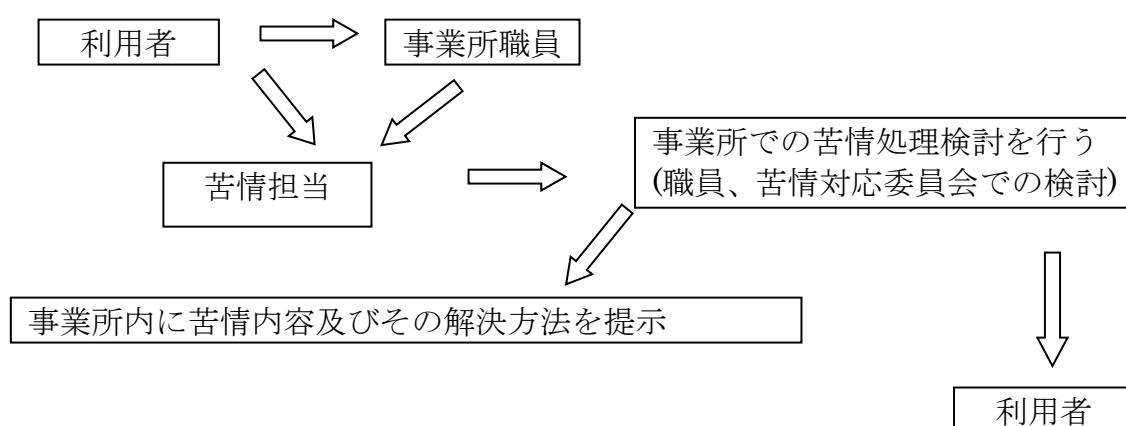
利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合があります。

6 要望及び苦情等の相談

当事業所サービスの責任者として主任が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、主任にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

連絡先(電話) 0175 - 73 - 7200

苦情解決フロー図



当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

ア. 六ヶ所村 福祉課 0175-72-2111

イ. 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

7 緊急時、事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は病院賠償責任保健に加入しております。)

8 秘密の保持について

事業所の職員は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人等に関する秘密を、いかなる場合も第三者に漏らしません。但し、情報提供に関して施設は利用者及び連帯保証人から予め別紙3の個人情報利用同意書の提出を得た上で行うこととします。